

Title	国際民事信託の設定に関する諸問題
Sub Title	Legal issues concerning creation of international trusts
Author	島田, 真琴(Shimada, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2008
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.9 (2008. 2) ,p.117- 149
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	堀口磊藏教授追悼号 = A special issue in memory of the Late Professor Horiguchi Raizo 論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20080215-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際民事信託の設定に関する諸問題

島田真琴

1. はじめに
2. 国際信託の要素
3. 国際信託の設定における考慮事項
4. 信託証書又は信託契約書の作成
5. 国際信託の税務
6. 結語

1. はじめに

現代人の日常生活には、多かれ少なかれ、国際的要素が入り込んでいる。たとえば、本人やその家族が国外に居住したり、外国人であったり、外国企業に勤務したり、外国にある金融資産や不動産を保有したりするのは、もはや珍しいことではない。個人の生活の国際化という現象は、これまで国内法の枠内で問題なく処理されてきた様々な制度に影響を及ぼす。信託制度もその1つである。

英米において、信託は、個人の節税及び家族への財産移転などを目的とする資産計画の手段として重要な役割を果たしている¹⁾。これに対し、日本における信託は、これまでは、もっぱら企業間の特殊な取引や金融機関が個人や企

1) 信託の利用目的の多様性について、拙稿「イギリスにおける信託制度の機能と目的」(2007)慶應法学7号228頁以下

業向けに販売する特定の金融商品などの商事目的だけに利用され、個人の日常生活にはなじみの薄い存在だった。しかし、日本でも、新しい信託法の下で信託制度に対する社会の認知度が高まり、今後、個人の財産管理、資産形成、財産承継などのために民事信託を利用するケースが増えてくるものと期待されている。日本人が財産管理や家族への資産承継のために設定した信託について、その対象となる財産に海外資産が含まれていたり、受託者や受益者が外国に居住していたりした場合、信託に関する問題解決に際して、外国法の適用を考慮しなければならないという事態が生じてくる。また、外国人が外国で設定した信託に関して、受益者に日本人が含まれていたり、信託財産が日本に所在したりするなど、日本法を適用すべき問題が生じることもある。このように、信託に関係する当事者の居住地や信託財産の所在地が外国であるなど、信託に渉外的要素が含まれている場合、その結果として、当該信託に関する問題解決のために複数の国の法律が関係してくる可能性があるため、信託の目的を間違いなく実現するため、信託に関係してくる各国の法制度とその適用可能性について、十分な検討と分析をし、あらかじめできる限りの対処しておく必要がある。

特に注意を要するのは、各国の信託の概念自体が不統一であるという点である。信託法は、英米法系の国々と大陸法系の国々とは、その制度の沿革からして異なっているし、英米法系でも、イギリス及び旧英連邦の国々の信託法とアメリカ信託法とは違いがある。また、大陸法といっても、イギリス法の流れを組む制度を取り入れた日本と、ローマ法を起源としているドイツとは異なるし、信託という法制度を全く持たない国も少なくない²⁾。国際間の信託概念が不統一な状況の中で、多国間に跨る信託を設定した場合、受託者や受益者の所在地国や信託財産所在地国の裁判所において、信託設定者が意図していたものとは異なる内容の信託が認定されたり、信託そのものが否定されたりして、信託の目的が達成できなくなる可能性がある。さらに、渉外的要素の存在

2) たとえば、イタリア、スペインなどには信託制度はない。

は、信託の成立や効力に影響するだけでなく、信託によって実現しようとしていた税務対策にも重大な影響を与えることがある。

本稿は、渉外的な要素を含む民事信託（以下、「国際信託」という。）を設定しようとする場合において考慮すべき事項について、実務的な観点から検討するものである³⁾。

2. 国際信託の要素

信託に外国法が関係してくるのは、当該信託に渉外的な要素が含まれている場合である。そこでまず、外国法の適用を考慮すべき信託、つまり、国際信託とは何かを確定するため、信託に影響を与える可能性がある渉外的要素を概観しておくことにする。新たに信託を設定しようとする際において、以下のうちの1つ以上の要素が外国である場合や将来外国になることが予想される場合は、国際信託としての特別な配慮が必要となる。

2. 1 委託者の国籍、住所、常居所、本拠地

信託に関する紛争が日本で発生し、日本の裁判所において解決する必要がある場合、委託者が信託設定をする際に行為能力を有していたかどうかや遺言信託の場合に遺言能力を有していたかどうかは、原則として、信託設定時における委託者の本国法によって解決すべき問題となる⁴⁾。また、委託者の住所や本拠地（domicile）は、信託に関する各国の税務にも重大な影響を与えることがある。たとえば、イギリスでは、委託者の本拠地（domicile）が相続税の

3) なお、国際的な要素を含む商事信託に関しては、国際取引法全体の問題として、各種類型の取引ごとに考慮する必要があるので、本稿の対象外とする。また、国際信託を考えるに当たって、その準拠法や国際裁判管轄をどのようにして定めるべきかという問題が重要であるが、紙数の都合上、これらの詳細は別の機会に論ずる。

4) 法の適用に関する通則法（以下、「通則法」という。）4条及び37条

課税基準となる⁵⁾。

2. 2 受益者の国籍、住所、常居所

受益者の国籍、住所、常居所は、受益者に対する税務に影響を与えるので、必ず考慮しなければならない。イギリスで設定される信託の場合、受益者が個人であって、アメリカ合衆国など特定国の国籍を有している場合や特定の国に居住している場合は、その間の受益権行使を制限する規定を設ける場合が少なくない。これは、米国の連邦所得税法上の不利益な取り扱いを回避することが目的である⁶⁾。

2. 3 受託者の住所、常居所、本拠地、信託事務の実施場所

受託者の所在地、常居所などは、信託に関する税務に影響を与える。住所や常居所という概念自体、国によって異なる可能性があることにも注意が必要である。

委託者が信託準拠法を指定していない場合は、信託準拠法を決定する上で、受託者の住所、常居所や信託事務の実施場所が重要な要素となる⁷⁾。さらに、信託準拠法にかかわらず、受託者に対する責任追及や受託者の交代など、信託に関する紛争の裁判管轄地として受託者の住所、常居所などが選ばれる可能性が高い。

2. 4 信託財産の所在地

信託財産の所在地は、当該財産に関する配当や取引に関する税務に影響する

5) Inheritance Tax Act 1984, ss.48(3), 58など

6) 信託設定後に受益者が米国に居住することになった場合、当該年度における信託の収益だけでなく、過去における信託の全収益を累積して連邦所得税が課税されるおそれがある（US Internal Revenue Code s. 679(b)）。

7) 通則法8条。なお、信託の成立や効力の準拠法決定を同条によることの根拠については、別稿で論ずる。

だけでなく、当該財産に対する権利が受益者に帰属するか否かなど、信託の効果にも関係している。日本の国際私法上、動産や不動産に関する物権の準拠法は原則として財産所在地法なので⁸⁾、信託制度が存在しない国の財産に関しては、受益者の権利が認められない可能性もある。

2. 5 信託準拠法

信託の準拠法は、委託者が信託行為（信託契約や遺言など）において、その指定をしていれば、指定した国の法によることになる⁹⁾。委託者や受託者が信託設定時にその準拠法を指定していなかった場合は、上記の2. 1乃至2. 4のどれかのうち、信託と最も密接な関係がある要素が所在する国の法による¹⁰⁾。

ただし、信託準拠法は、信託の成立、効力及び信託行為の解釈を支配するだけであり、信託に関するすべての法律問題の解決がこれに準拠するわけではない。後述するように、信託当事者の相続人や債権者との関係上は、信託準拠法以外の法律の適用を考慮すべき場合がある。また、さまざまな理由により、委託者が定めた信託準拠法が将来変更されることもある。

3. 国際信託の設定における考慮事項

3. 1 信託を用いるか否かの選択

信託財産の所在地国に信託制度が存在しない場合は、信託財産に対する受益者の権利が認められない可能性があるため、信託を設定しようとしている財産の所在地法を十分に検討しなければならない。たとえば、ポルトガルは、信託

8) 通則法13条

9) 通則法7条

10) 通則法8条

の概念自体を認めず、信託財産は受託者に完全に帰属するものとして取り扱われる。その結果、受託者から受益者への給付は、給付の時点において贈与税の対象となってしまう、信託目的が達せられない可能性がある。信託制度が存在する国の場合でも、ドイツの信託（トロイハント）のように、英米法や日本とは異なる沿革に基づく制度を採っている場合は、期待したとおりの効果が認められない可能性がある¹¹⁾。

ただし、信託制度がない国でも、外国法に基づいて設定された信託に対して一定の法的効果を認める場合があるので、直ちに信託設定をあきらめるべきではない。たとえば、イタリアは、信託の準拠法及び承認に関する条約（以下、「ハーグ信託条約」という）¹²⁾の締結国であり、外国人がイタリア国内の財産に対して設定した信託を有効としている¹³⁾。フランスは、国内法上の信託制度が存在せず、ハーグ信託条約に調印はしたものの、まだ批准していないが、外国法に基づく信託に対して一定の効果を認めている¹⁴⁾。

なお、エジプトやサウジアラビアは、外国人による土地所有を禁じているので、外国人を受託者として、これらの国に所在する不動産を信託財産とする信託を設定することができない¹⁵⁾。

11) ドイツの信託（トロイハント）と英米信託法の比較について、ハイン・ケッツ著・新井誠監訳・三菱信託銀行信託研究会訳「トラストとトロイハントーイギリス・アメリカとドイツの信託機能の比較」（勁草書房、1999）が詳しい。

12) Convention on the Law Applicable to Trusts and on their Recognition。なお、2007年8月の締結国は7カ国（地域を含む）

13) Tribunale de Lucca - 23.9.1997、Tribunale de Chieti - Ordinance 10.03.20、Tribunale de Bologna - Ordinance 18.04.2000、Tribunale de Pisa - Decree 22.12.2001

14) Courtois, etc. v. De Ganai Heirs, Court of Appeal, January 1970, Tribunal de Grande Instance de Nanterre on 4 May 2004 (Every Poillot case)。なお、フランスは現在、信託法の制定を準備しているとのことである。

15) Allen Keesee 「Commercial Law of the Middle East」(Oceana Publications, 1988) Volume IV, p.34（エジプト）、Volume II, p.21（サウジアラビア）

3. 2 信託準拠法の選択

信託財産所在地法との関係上、信託を用いることが可能である場合、次に、どの国の信託法に準拠した信託を設定するかを決定する必要がある。信託は、国によって様々な種類があり、多種多様な目的のために利用されているので、委託者が目指している目的を達成できるような性質を有している信託を設定するために、そのような信託制度を有する国の法律を信託準拠法として選択しなければならない。

たとえば、イギリスには、固定収益信託と裁量信託の区別があり、どちらの信託を設定するかによって、受託者の権限及び受益者に対する税務上の取扱いが大きく異なっている。すなわち、裁量信託の場合は、受託者は受益者に対する信託財産や収益の分配について広範な裁量権が付与される一方、受益者に対する信託財産に関する課税は、繰り延べなどの優遇措置が認められている¹⁶⁾。

日本法に準拠した信託を設定する場合も裁量信託によるメリットを受けることができるだろうか。日本の信託法が裁量信託を認めるか否かについて信託法に明文の定めがないが、学説上は、受託者に受益者指定権や変更権を付与することが可能であること（信託法89条）、信託行為で受託者の裁量権を定めることについて制限規定がないことなどから、日本でも裁量信託が認められると解されているようである¹⁷⁾。しかし、イギリスには、受託者の行為に対する社会的監視の仕組みが伝統的に存在し、裁判所も後見的な役割を果たすことが多いのに対し、日本にはそのような伝統もないし、法制度上も裁判所に後見的な役割が期待されていないのであるから、イギリスと同じように受託者の無制限の裁量を許すのは、受益者保護、特に受益者平等の原則の観点から問題があ

16) Pettit "Equity and the Law of Trust 10th ed." (Oxford University) p. 76-79、裁量信託を説明した日本の文献として、ドノバン・ウォータース（新井誠訳）「裁量信託の概念と利用法」信託20号(1996)11頁乃至42頁、拙稿「イギリスにおける信託制度の機能と活用」（前掲注1）220頁

17) 植田淳「わが国における裁量信託と指名権付き信託の活用」（信託192号、1997）24頁乃至38頁、道垣内弘人「信託法入門」（日経新聞出版社、2007）177頁

る¹⁸⁾。信託法103条1項は、受託者が受益債権の内容を変更した場合は、当該内容の変更について、その範囲及びその意思決定の方法につき信託行為に定めがある場合を除き、受益者は受託者に対して受益権取得請求権を行使できる旨を定めている¹⁹⁾。この規定は、信託行為によって受託者の裁量権を定める場合は、その範囲及び意思決定方法を限定することを前提としている。この規定に鑑みれば、日本の信託制度上、受託者に裁量権を与えるとしてもその範囲や行使方法については信託行為において一定の限界を定めるべきであり、そのような限定をしないで無制限の裁量権を与える行為は許されないと解するべきである。受託者が行き過ぎた裁量権行使をした場合、受益者は103条1項により受益権取得請求権を行使して受益権の換金を受けることができると解する余地もある。以上のとおり、日本法に準拠した裁量信託が認められるか否かは日本法上、不透明である。また、仮に設けたとしても、日本の税法上、裁量信託の存在を前提とする特別な規定は設けられていないので、日本の税法上は期待できないし、外国の税法がこれを裁量信託として扱うかどうか不明である。よって、裁量信託を設定する必要がある場合は、イギリス法を準拠法とする信託設定をした方が安全である。

また、イギリス法上の保護信託や秘密信託を利用したい場合²⁰⁾、日本にはこれに相当する制度がないので、たとえ信託行為に特別な定めをしても、規定

18) 信託法33条。植田「わが国における裁量信託と指名権付き信託の活用」（上記の注16）35頁乃至36頁は、日本の信託法上も裁量信託が認められるとしながら、イギリス法は「信託財産の永久拘束防止のための準則、潜在的受益者の権利内容に関する準則、および、違法な裁量権行使を規制するための準則が詳細に整備されている……。わが国に裁量信託および指名権付き信託を導入するとなれば、このような点についても明確な準則が必要となる。」と述べている。新しい信託法の下においても、上記の3点に関する準則は、イギリス法に比べると十分とは言いがたい。

19) 信託法103条1項4号

20) Robert Pearce and John Stevens「The Law of Trusts and Equitable Obligations 4th ed.」（Oxford, 2006）p. 138, p. 214、拙稿（前掲注1）231頁乃至233頁

どおりの効果が認められないおそれがある。よって、イギリス法を準拠法にしておいた方が安全である。

他方、限定責任信託は日本の信託法にしか存在しないので、これを利用したい場合は日本法に準拠することになる。また、私益目的信託はイギリス法上原則として許されない²¹⁾し、受益者が存在しない場合に受託者を監視する信託管理人のような制度²²⁾も存在しないので、目的信託を設定する場合は日本法によった方がよい²³⁾。

以上のような特別な種類の信託の設定のほか、受託者の義務や受益者の権限をどのように定めるかという問題が、信託準拠法の選択に影響することもある。これらの問題は、原則として信託行為で自由に定めることができるが、日本の信託法は、受益者の特定の権利行使については、信託行為によって制限することができないものとしている²⁴⁾。これには、受益者の受託者に対する信託事務処理の状況に関する報告を求める権利や帳簿閲覧・開示請求権なども含まれている。イギリス法上、受益者の情報開示請求権は、裁量信託の場合はかなり制限的である（後記4.2参照²⁵⁾）。そのような請求を受けた場合、受託者は、秘密保持の必要性や他の受益者との利害衝突に関する考慮をし、開示が適当かどうかを決定する。疑義があるときは、どのような情報を開示するかについて、裁判所に判断を求めることもできる。したがって、受益者に対する情報開示を制限したい場合は、イギリス法を準拠法にした方がよい。

3. 3 相続人の権利との衝突の回避

遺言による信託の場合や生前信託の委託者が死亡した場合、委託者の相続

21) R. Pears & Stevens “The Law of Trust and Equitable Obligations” (4th Oxford University Press) pp. 111-120

22) 信託法123条

23) 信託法258条以下

24) 信託法92条

25) Shimidt v Rosewood Trust Ltd [2003] AC 709

人が受益者や受託者に対して、遺留分減殺請求権を行使する可能性がある²⁶⁾。日本の民法上、信託設定行為は遺贈や贈与と同様であり、委託者の相続人による遺留分減殺請求権の対象となると解されている²⁷⁾。遺留分減殺請求権は相続に関する法律問題なので、通則法36条により、被相続人の本国法がその準拠法となる。よって、委託者が日本その他遺留分減殺請求の制度を有している国の国籍を有する場合、信託の設定に当っては相続人から減殺請求を受ける可能性があることを考えておかなければならない。

遺留分減殺を排除するような信託は通常は困難だが、減殺制度の内容や適用要件が国によって異なっているので、適用を免れられる場合もある。たとえば、デンマークのように、相続財産の遺贈があった場合だけを減殺請求の対象とし²⁸⁾、生前に遺留分を超える財産について信託を設定することは可能とする制度を採っている国もある²⁹⁾。委託者がそのような国の国籍を有している場合は、遺言信託ではなく、生前信託を設定する方法を採ることによって、相続人からの請求を排除することができる。他の多くの国は、生前贈与も遺留分減殺請求の対象としているが、減殺請求権の行使期間が国によって異なっている。たとえば、ドイツは、相続開始前10年間に被相続人が贈与した財産は遺留分の対象となる相続財産に含めて計算できるようにしている³⁰⁾が、フランス³¹⁾やイタリア³²⁾は、期間の限定をせずに、すべての贈与財産を対象にしている。これに対し、委託者が日本人である場合、原則として、相続開始前1年

26) ドイツはBGB ss. 2303-2338、フランスはCode Civil art. 913-930、イタリアはCodice Civile ss. 536-564、日本は民法1031条以下

27) 民法1031条、早川眞一郎「信託と相続の交錯」池原編「国際信託の実務と法理論」（有斐閣、1990）112頁以下

28) Inheritance Act of Denmark (Act No. 215, 31 May 1963), sections 58-65

29) Inheritance Act of Denmark, section 26

30) BGB s. 2325

31) Code Civil (Law of 21 March 1804) , art. 913

32) Codice Civile s. 555

間の贈与だけが減殺の対象となる財産に含まれることになるので、生前信託の場合は、減殺請求を受けるリスクは比較的小さい³³⁾。ただし、相続人を害する意図で信託設定したと認定される場合もあるので、相続開始前の遺留分放棄をしてもらっておくなどの方法³⁴⁾をとっておかないと安全とはいえない。

後述するが、信託行為において、遺留分減殺請求権を行使した相続人に対して不利益な扱いをする旨の規定などを設けておくことにより、信託財産を守る方策を採ることも検討に値する（後記4. 3参照）。法的な効力は未知数だが、相続人に対して一定の抑止効果を期待できる。

委託者が遺留分減殺請求の制度を有しない国の国籍を持っている場合であっても、委託者の生前における信託設定の効果が相続人によって争われる場合があるので安心できない。たとえば、イギリス法上、委託者の配偶者や子など、生前に委託者から財産給付を受けるべき地位にあった者は、イングランド及びウェールズに居住していた委託者が死亡した後、裁判所に対して、委託者の遺産から財産給付をする旨を命じるように請求することができる³⁵⁾。委託者が第三者を生涯信託の受託者として信託を設定している場合、当該信託財産はこのような請求の対象に含まれる。

委託者の国籍がサウジアラビアその他の中東諸国の場合、いわゆるシャリーア法（イスラム法）によって、家族への遺産相続の順序と方法が厳格に定められている。このシャリーア法の詳細は、イスラムの宗派によって異なっているが、遺留分制度と同様、委託者が自由に処分できる限度までなら信託設定が可能となる³⁶⁾。

33) 民法1030条

34) 民法1043条

35) *Hambro v Duke of Marlborough* [1994] Ch. 158, *Re Abram* (deceased) [1996] FLR 379, *Inheritance (Provision for Family and Dependents) Act 1975*

36) *Tomas Gerholm* 「Aspects of Inheritance and Marriage Payment in North Yemen」 *Property, Social Structure and Law in the Modern Middle East* (State University of New York, 1985) pp.129-151

3. 4 配偶者の権利との衝突の回避

日本を含む大陸法系の諸国は、夫婦の各々が自分の名義で所有している財産の全部や一部を夫婦の共有財産とする制度を設けている。夫婦の一方が共有財産について信託を設定した場合、他方が信託財産に対する権利を主張したり、信託の無効を主張したりする可能性があるため、これについて、信託設定時から配慮しておく必要がある。

この問題に関して、最初に考えるべきことは、そのような請求に関する訴えがどこの国の裁判所で起こされる可能性があるのかという点である。夫婦の財産関係に関する法律問題の準拠法は、法廷地国の国際私法によって定まる問題だからである。

日本の通則法によれば、夫婦財産制の準拠法は、第1に夫婦の本国法、本国法が同一でないときは、夫婦の常居所地法、常居所地も同一でないときは、夫婦に最も密接な関係がある地の法による。また、夫婦間の合意により、一定の制約の下で、それ以外の地の法（夫婦の一方の本国法、夫婦の一方の常居所地法、不動産に関してその所在地法）を指定することもできる³⁷⁾。よって、委託者の配偶者から、夫婦財産制に基づく信託財産に対する訴訟が日本で提起される場合は、主として夫婦の国籍と常居所地に気をつければよい。しかし、特に離婚による財産請求の訴えは、日本国外で起こされる場合も少なくない。たとえば、被告となる委託者の住所や本拠地がイギリスである場合や信託財産がイギリス国内に所在する場合、イギリスの裁判所の裁判管轄が認められる。その場合の準拠法は、夫婦間に準拠法の合意がある場合はこれに従い、合意がない場合は、原則として結婚時における夫婦の本拠地（ドミサイル）の法となる³⁸⁾。

37) 通則法26条1項、2項、25条

38) Dicey and Morris, *The Conflict of Laws* 14th ed. (2006), 28R-001. なお、結婚時における夫婦の本拠地が異なる場合について、判例法は、夫の本拠地法によるべきものとしている（*Duke of Marlborough v Attorney-General* [1945] Ch 78 CA、J. G. Collier “*Conflict of Laws* 3rd ed” p. 281）が、Dicey and Morris 28-010は、夫婦及び結婚と最も密接に関連する地の法を準拠法とすべきであると論じている。

以上のようにして、訴訟が起こされる可能性がある地の国際私法に基づいて夫婦財産関係の準拠法を予測した後、当該準拠法がどのような夫婦財産制度を採っているかを検討する必要がある。日本の民法上は、婚姻期間中に形成された夫婦の財産は、贈与を受けたものや相続したものなどを除き、原則として夫婦の共有財産となる³⁹⁾。共有持分は原則として2分の1ずつであるが、共有財産の範囲は準拠法国の夫婦財産制度によって異なっている。ドイツを初めとする多くの国は、夫婦の一方が婚姻中に取得した財産であっても、自己の専門能力によって得たものや相続や贈与を受けたものは除外される⁴⁰⁾。他方、フランスのように、婚姻中に形成された夫婦の財産は、全てが共有財産となる制度を採っている国もあれば⁴¹⁾、南アフリカのように、婚姻前からの財産も含めて離婚時の財産分与の対象とする制度の国もある⁴²⁾。さらに、夫婦の一方が共有財産に信託を設定する行為にどのような規制がなされるかも、どの国の法制度が適用されるかによって違っている。たとえば、ドイツなど多くの国は、配偶者の一方が共有財産のうちの自分の持分を無償で第三者に移転する行為を禁じている。したがって、信託の設定は、原則として、委託者の固有財産の範囲内でしかできない。フランス法では、夫が共有財産である不動産を無償で譲渡する行為は許されないが、遺贈はその持分の範囲内ならば可能である⁴³⁾。他方、妻は、すべての共有財産について、夫の同意なしに処分することができない⁴⁴⁾。したがって、委託者と配偶者との間の夫婦財産関係にフランス法が適用される場合は、委託者が夫であるか妻であるか、遺言信託か生前

39) 民法762条

40) BGB section 1353 al.1

41) Code Civil, art. 1401

42) Matrimonial Property Act 88 of 1984, section 4(1)(a)。ただし、婚姻前契約で除外した財産、夫婦の一方が婚姻後に相続、贈与を受けた財産、夫婦間の贈与財産などを除く (sections 4(1)(b)(ii), 5(1),(2))。

43) Code Civil, arts. 1422, 1423

44) Code Civil, art. 1426

信託か、信託財産の範囲は持分の範囲内かなどによって、対処の仕方を区別しなければならない。特に、夫が共有財産について生前信託を設定しようとするためには、配偶者と共同で委託者となる方法を採用するしかない。

夫婦別産制を採用している国の場合も、婚姻前の契約によって、財産の帰属や離婚時の財産の分配を決めている場合が少なくないので、安心できない。

3. 5 債権者との衝突の回避

信託の主要な目的の1つは、特定の財産を委託者や受託者の固有財産から分離して、債権者からの追及を免れることにある。このためにはまず、債権者に対抗できる有効な信託設定を行うことが必要である。

イギリス法上、信託が有効に設定されるためには、委託者の信託設定の意思が明確に認められなければならない。よって、信託財産を実質的に支配、管理する権限が、法律上又は事実上、委託者に残っているとみなされる場合は、信託準拠法にかかわらず、当該財産は委託者に帰属し、信託は仮装であると認定されるおそれがある⁴⁵⁾。たとえば、委託者が妻子のために信託を設定すると宣言しながら、財産は自分で保管を続けた場合などは、債権者からの執行を免れることだけを目的とする行為であって、信託を宣言したときに受益者のための信託財産とする意図があったとはいえないと解される⁴⁶⁾。また、委託者が信託財産に関する全ての権限を保持し、受託者に何らの実権が与えられていない場合は、委託者が受託者の信託財産を管理する権限を移転する意図があったとはいえないので、信託は無効であるとされる⁴⁷⁾。これに対し、日本の信託法は、信託設定後も委託者に一定の権限が認められており、さらに信託行為においてそれ以外の権限を留保しておくことも自由である⁴⁸⁾。よって、委託者

45) 前掲R. Pears & Stevens “The Law of Trust and Equitable Obligations”, p163

46) Midland Bank v Wyatt [1995] 1 FLR 697

47) R v Allen [1999] STC 846, Rahman v Chase Bank (CI) Trust Co Ltd [1991] JLR 103 (Jersey)、CI Law Trustees Ltd v Minwalla [2005] JLC 99 (Jersey)

48) 信託法145条

の権限が残されていることだけを根拠に信託財産の受託者への帰属が否定されることはない。しかし、委託者の受託者に対する請求権自体が差し押さえなどの強制執行を受けたり、債権者取消権や債権者代位権の対象とされたりするおそれがある点に配慮しなければならない。

信託を有効に設定した場合も、委託者が破産した場合、破産管財人によって信託設定行為を否認されるおそれがある。破産管財人が行使する否認権の準拠法について、通則法は特に定めを設けていない。国際私法は、準拠法を定めるための単位法律関係の法的性質に応じて別の基準で準拠法を決定する方法を採用しているので、否認権の準拠法を決める上で、否認権の法的性質をどう考えるかが重要である。仮に否認権を物権的請求権の一種と見るなら、通則法13条を類推適用し、財産所在地法によることになる⁴⁹⁾。しかし、否認権の法的根拠を、不当利得と同じような公平のための制度と考えるのが通説である⁵⁰⁾。この通説によれば、事務管理・不当利得に関する通則法14条を類推適用し、原則として、原因となる事実が発生した地、つまり、否認の対象となる行為が行われた地の法によることになると思われる。日本の裁判所がこのどちらの考え方を採るか、今のところ不明なので、信託を設定する場合、信託設定地及び信託財産所在地の双方の破産法上の否認権制度に注意する必要がある。

イギリスの破産法上は、(1)信託設定後2年以内に破産申立てをした場合、(2)信託設定後5年以内に破産申立てをし、かつ信託設定時無資力だった場合(又は信託設定を原因として無資力になった場合)、又は(3)時期にかかわらず、委託者の債権者を害する意図で信託を設定した場合に、信託設定は取り消される可能性がある⁵¹⁾。日本の破産法は、(1)破産者が破産債権者を害することを知って

49) 澤木＝道垣内「国際私法入門」(有斐閣、2007) 299頁は、財産所在地の準拠法によるべしとする。

50) 宗田親彦「破産法概説新訂第3版」(有斐閣、2006) 337頁、伊藤眞「破産法第4版補正版」(有斐閣、2006) 369頁以下

51) Insolvency Act 1986 ss. 339, 423-425

信託設定行為を行った場合、(2)破産者が支払いの停止又は破産手続き開始申立てがあった後に信託設定行為を行った場合、又は(3)破産者が支払いの停止等があった後又はその前6ヶ月以内に信託設定行為を行った場合に否認の対象となる⁵²⁾。ただし、受益者の全部又は一部が破産債権者を害することを知らなかった時などはこの限りではない⁵³⁾。国によっては、受益者が委託者の配偶者などの親族である場合とそれ以外の者である場合とで、取消の要件を分けていることもある。

日本の債権者取消権のように、委託者が破産していない場合であっても、事実上無資力状態である場合は、債権者に取消権を認める法制度を採っている国もある⁵⁴⁾。債権者取消権の準拠法についても通則法に規定はないが、債権者の債務者に対する債権の準拠法と詐害行為とされる行為の準拠法とが累積的に適用されるべきものと解するのが通説である⁵⁵⁾。委託者の財産状態に関して不安な点がある場合は、少なくとも、取消権制度のある国の準拠法を選んだり、そのような国で不用意に信託設定を行ったりしない方が賢明である。

イギリス法上、離婚に伴って配偶者の一方から他方に対して財産交付請求があった場合、そのような請求を避ける目的で設定した信託は、裁判所によって取り消されるので⁵⁶⁾、委託者がイギリスに常居所地を有する場合や、信託財産がイギリスに所在する場合は、特別な注意が必要である。イギリスの裁判所は、委託者が信託設定をした後3年内に他方が離婚に伴う財産交付の申立てをした場合、信託設定は配偶者からの請求を避ける意図で行ったものと推定する。この場合、夫婦の一方が他人のために設定した信託財産を婚姻契約に基づく配偶者への財産給付の原資とすべきことが命ぜられる。当該信託が裁量信託

52) 破産法160条1項1号及び2号、3項

53) 破産法160条1項1号及び2号、信託法12条

54) 民法424条、信託法第11条

55) 山田「国際私法第3版」375頁、折茂「国際私法各論」195頁、溜池「国際私法講義」384頁他。なお、私見は、通則法14条を類推適用すべきであると考えられる。

56) Matrimonial Causes Act 1973, s 24(1)(a),(b)

の場合でも、受益者への支給額が事実上一定の場合、それを超える信託財産について、配偶者に対する給付に当てるように命じられることがある⁵⁷⁾。

ジャージーなどの信託法は、配偶者や親族による信託の取消請求や信託財産からの財産交付請求を許さない制度を採っている⁵⁸⁾。そこで、信託準拠法をジャージー法、専属的裁判管轄地をジャージー島とする信託を設定する方法で、信託財産を守ろうとすることがある。しかし、イギリスの裁判所は、委託者が定めた信託準拠法や専属裁判管轄の条項を変更し、イギリス法を適用することがあるので、この方法も万全とはいえない⁵⁹⁾。

4. 信託証書又は信託契約書の作成

日本法に準拠する信託を設定する場合は、委託者と受託者との間で信託契約を締結する方法、遺言による方法、書面によって自己信託の宣言をする方法のうちのいずれかを行わなければならない⁶⁰⁾。このうち、第2及び第3の方法を採る場合は、遺言書及び信託宣言証書という書面の作成が要件となっている。第1の方法の場合も、信託契約書を作成するのが通常である。この書面には、委託者の信託の意思と信託の目的、対象となっている信託財産、受託者の氏名や未定の場合はその選任方法が明記される。また、受益者が決まっている信託の場合はその氏名など、未定の場合は指定の方法が定められる。受益者が存在しない信託も可能である⁶¹⁾。

イギリス法に基づく信託は、委託者が、信託設定の意思、信託財産、受益者の3つの要素を明らかにして、受託者に信託財産を移転する方法、又は自己信

57) *Browne v Browne* [1989] 1 FLR 291

58) *Trusts (Jersey) Law 1984, amendment No.4*

59) *Matrimonial Causes Act 1973, s 24(1)(c),(d), C v C* [2004] EWCA Civ 1030 [2005] 2 WLR 241

60) 信託法2条

61) 信託法2条3項、258条乃至261条

託の宣言をする方法によって設定される⁶²⁾。受託者との契約をする必要はないが、通常は、信託設定の意思を明確にするため、信託証書を作成する方法が採られることが多い。また、信託財産が不動産に関する権利の場合及び遺言による信託の場合は、必ず書面によらなければならない⁶³⁾。イギリス法に準拠する信託を設定するには、原則として、受益者を特定しなければならない⁶⁴⁾。ただし、まだ出生していない子供などでも構わない。

以上のように、信託の設定に際しては、信託証書、遺言書、信託契約書などの書面が作成され、その記載事項は、信託の準拠法によって異なっている。国際的な要素を含む信託の場合は、まずその方式、成立及び効力に関する準拠法を明示し、当該準拠法が要求している設定要件を満たす書面の作成をしなければならない。

信託証書等には、上記の信託の成立要件としての必要事項に加えて、通常は、受託者の権限や義務、信託財産の運用方法やこれに関する制限、受益者の権限やその制限、委託者が留保する権限などに関する規定も設けられる。国際信託の信託証書等にこれらの条項を定めるに当たって、特に以下のような点に注意するべきである。

4. 1 受託者の権限

民事信託は、多くの場合、家族に確実に財産を移転すると共に、財産移転に関する節税を実現するか、少なくとも税務上の不利益を受けないことを目的としているので、これに適用される可能性がある法律上及び税務上の規制を慎重に検討した上で設定される。しかし、設定時における規制の回避に成功しても、その後に法律・税制の変更や、受益者に関する環境の変化などによって、

62) Thomas and Hudson's The Law of Trusts, 2004, para. 1.02

63) Law of Property Act 1925, s.53(1)(b)、Wills Act 1837, s.9

64) McPhail v Doulton [1971] AC 424

当初の目的の達成が困難になる場合もある。そのような将来の変更に対応できるように、受託者、委託者、第三者などの裁量権により信託の内容や条件などを柔軟に変更できるようにしておいた方がよい。特に、外国法に関する法律問題が生ずる可能性がある国際信託の場合は、変更の可能性のある因子が関連する国の数に応じて増えるので、信託条件を変更すべき場合も多くなる。たとえば、信託財産である不動産の所在地に居住していた受託者が結婚して外国に移住する場合、当該不動産は処分して外国資産に買い替えた方がよい場合もあるし、信託準拠法、信託事務を行う国、あるいは受託者も外国に居住する者に変更した方がよい場合も出てくる。したがって、信託証書には、受託者に信託財産、信託準拠法、信託事務に関する事項の変更権や受託者の追加変更権なども与えておいた方がよい。

ただし、委託者の受託者に対する信頼の程度との関係上、あまり広範囲の裁量権を与えられない場合もあるし、信託準拠法が日本法の場合、裁量信託がどこまで認められるかについても問題がある。そのような配慮から、変更権を行使できる場合を、受益者が住所を変更した場合や結婚したときに限定するなどの方法で、受託者の変更権の範囲や方法に具体的な制限を加えた方がよい場合もある。また、どのような場合にどのような変更を行うかを判断する上では、実務的な便宜や税務上の配慮だけでなく、債権者や委託者の親族などからの請求に対処できるかどうかという法律上の考慮もしなければならない。この点を併せて配慮する場合、変更権行使に当たって、たとえば一定期間以上の実務経験がある弁護士の事前同意を条件とする方法も有効である。

なお、受益者がアメリカなどの特定の国に居住した場合に、信託が税務上の不利な取り扱いを受けることがある⁶⁵⁾。これを避けるためには、受益者のうちの1人が特定の国に居住することとなったときに、その者を受益者から外したり、受益者に指定することを取り止めたりする権限を受託者に与えておいた方がよい場合がある。

65) US Internal Revenue Code c. 679

4. 2 秘密保持義務

日本の信託法は、委託者や受益者は、受託者に対して事務処理状況についての報告を求めることができる旨を定めている⁶⁶⁾。また、受託者は信託財産の管理運用に関して帳簿等の書類作成が義務付けられており、受益者やその債権者などの利害関係人は、書類の閲覧や謄写を請求することができるものとされている⁶⁷⁾。受託者は、(1)請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求したとき、(2)請求者が信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき、(3)請求者が情報を第三者に有償で通報するために請求したとき、(4)請求者が、過去2年以内において、第三者に有償で通報したことがあるときなどを除き、この閲覧謄写の請求を拒むことができない。受託者が作成及び開示を義務付けられている書類にどのようなものまでが含まれるのか信託法の規定上は明らかではないが、少なくとも、受託者の行為によって信託財産が増減したことを示す書類は全て開示の対象になるはずである。これには、信託財産の投資や運用などに関する情報だけでなく、受益者が複数の場合においてどの受益者にどのように信託財産からの支払をしたのかなど、受益者への信託財産分配やその根拠に関する情報も含まれる。このような情報について受託者が書面を残していない場合であっても、規定の趣旨によれば、受益者から要求があったときは情報開示する義務を負うと解すべきだろう。

信託法の規定に基づく受益者の報告請求権や帳簿等閲覧謄写請求権は、信託行為によっても制限することができない⁶⁸⁾。つまり、信託契約書や遺言書において、受託者に秘密保持義務を課する旨の定めをしたとしても、受益者に対する情報開示義務との関係上は効力を有しないことになる。

以上のように、日本の信託法上、信託財産に関する情報開示請求権は、受

66) 信託法36条

67) 信託法37条、38条

68) 信託法92条

益者の本質的な権利とされている。たしかに、信託財産は受益者のために管理運用されているのであるから、これに関する情報を知るのは受益者の当然の権利といえるだろう。しかし、信託の目的や仕組みによっては、特定の受益者に関する情報を他の受益者や利害関係人に対して開示するのは適当でない場合がある。たとえば、委託者が、その家族のメンバーである複数の者を受益者として信託を設定し、そのうちの誰にどのような方針で信託財産からの給付を行うのかという判断も受託者の裁量に任せていたとする。このような場合、一部の受益者の請求に応じて、受益者全員に対する給付の金額や方針、理由などに関連する情報や書類などまで開示してしまうと、各人のプライバシーが害されるおそれがあるし、家族の間で信託財産をめぐる紛争が生ずる原因になりかねない。委託者がこのような信託を設定したのは、遺産相続をめぐる家族間の争いを防ぐためでもあったはずなので、これでは信託の目的が十分に達せられない。受益者への信託財産からの支払に関して受託者に裁量権を与える信託の場合、受益者の情報開示請求権に一定の制限を設ける必要があるが、日本法上は、信託法38条2項が定める場合以外にも受託者に拒否権を与えるのは困難と思われる。そのような制限は、92条との関係において、無効と解される可能性があるからである。

イギリス法やその系譜を引くコモンロー諸国の信託法においても、受託者は、受益者から請求を受けたときは信託財産に関する書類を開示する義務を負うものとされている⁶⁹⁾。しかし、他方において、裁量信託の受託者は、受益者その他の者に対して、裁量権行使の根拠や理由を説明する義務を負わない旨の原則が古くから存在する⁷⁰⁾。この2つの要請を調和するため、裁判所は、受託者の開示義務の対象となる書類を受益者の信託財産に対する財産権的な請求の根拠となるような書類に限定している⁷¹⁾。その結果、委託者の受託者に

69) Low Bouverie [1891] 3 Ch 82

70) Re Beloved Wilke's Charity (1851) 3 Mac & G 440

71) Re Londonderry's Settlement [1965] Ch 918

対する秘密の指示を記載した書面や受託者の裁量権の行使の方針などを記載した書面は、原則として開示義務の対象外となる⁷²⁾。ただし、裁判所は、委託者と受託者の間の依頼や約束に関する書類であっても、開示の対象にすることについて正当な理由があると判断するときは、開示を命じることができる⁷³⁾。最近のイギリスの裁判所は、信託に関する書類の調査閲覧請求権は、受益者が有している本質的な権利ではなく、受託者の信託事務説明義務の一部であり、裁判所が受託者に対する監督権限に基づいて必要と判断したときに命ずるものであると述べている⁷⁴⁾。どのような場合に開示命令を出されるのかに関し、受益者のうちの一人が信託の取り消しを目的として信託に関する書類の開示を求めた場合、受益者全員の利益に反することを根拠として、この請求を認めない旨を判示したケイマン諸島裁判所の判決があり⁷⁵⁾、イギリスの実務上も同様に解されている。つまり、裁判所は、受益者の開示請求に応ずることが受益者全員の利益に反すると判断したときは、開示請求を拒絶することができる。

以上のように、イギリス等の判例法上、受託者の開示義務の範囲がどこまでかは、裁判所の判断に委ねられており、あまり明確とはいえないが、日本の信託法よりは柔軟性があると思われる。

したがって、信託に関する情報や書類の開示に関する問題が将来生ずると予想されるような場合は、信託準拠法をイギリス法などにしておくと共に、受託者による裁量権の行使や信託事務に関する事項の決定に関する情報や書類に関して、受託者は受益者や利害関係人その他第三者に対して開示義務を負わない旨を信託証書や信託契約書において明記しておいた方がよい。規定の仕方としては、信託財産の日常的な管理運用に関する書類は、原則として開示請求の対象となることを明確にし、他方、委託者・受託者間の書類や受託者の裁量権の

72) *Hartigan Nominee Pty Ltd v Rydge* (1992) 29 NSWLR 405

73) *Re Rabaiotti 1989 Settlement* [2000] WTLR 953, *West v Lazard Brothers & Co (Jersey) Ltd* [1987] JLR 414。なお、これらはいずれもジャージーの判決である。

74) *Shmidt v Rosewood Trust Ltd* [2003] AC 709 (PC)

75) *Lemos v Coutts & Co* [1992-93] CILR 460

行使に関する記録などの書類は秘密保持義務の対象であって開示できない旨を定めればよい。ただし、日本で裁判になった場合、受益者や利害関係人は、そのような信託行為の定めは、日本の信託法が定める閲覧謄写請求権に関する規定の潜脱であって、絶対的強行法規又は公序に反すると主張するかもしれない。日本の裁判所がこれについてどのような判断をするかは、今のところ不明である。

4. 3 委託者相続人に対する対処

委託者の相続人が信託財産に対して遺留分減殺請求権や相続人の地位に基づくその他の請求権を行使してくることが予想される場合、イギリスでは、「飴と鞭」方式 (carrot and stick approach) と呼ばれている方法で対処しておくことがある。たとえば、委託者が自分の配偶者 (たとえば、後妻) に対して全財産を与えたいが、他の相続人たち (たとえば先妻の子供たち) が遺留分減殺請求をしてこないかと予想される場合、配偶者 (後妻) を第1順位の受益者とし、配偶者が死亡したときは、先妻の子供たちを第2順位の受益者とするとの内容のいわゆる後継ぎ遺贈型連続受益者信託を設定しておく。そのうえで、信託行為において、先妻の子供たちが信託財産に対して遺留分減殺請求などをしてきた場合、彼らが後妻死亡後において受益者となる権利を失う旨の定めをしておく。この結果、相続人たちは、遺留分減殺請求権を行使すると相続財産に対して遺留分以上の権利を得ることができなくなるので、一定の抑止力となる可能性がある。いわゆる後継ぎ遺贈型連続受益者信託を設定することは、信託法91条により、日本でも有効である。しかし、日本の裁判所が、遺留分の請求をした相続人を不利益に扱う旨の信託行為の定めを有効と認めるか否かは不明である⁷⁶⁾。

76) Sidney Rose “Forfeiture Clauses in Wills” Trust Quarterly Review (STEP) Vol. 1 issue 1 (2003) 参照

4. 4 受益者債権者に対する対応

受益者の債権者から信託財産を守るため、信託証書や信託契約において、受益者の債権者が受益権に対して強制執行を申し立てた場合や、債権者代位権に基づいて受益権や受益債権に基づく請求をしてきた場合、受益者が受益権を失ったり、停止したりする旨を定めておく方法が考えられる。ただし、このような規定をすると、受益者が財政的な援助を最も必要とする場面において信託財産からの援助が受けられないという結果が生ずるため、信託の本来の目的に反するおそれもある。より柔軟性のある対応を可能とする方法として、債権者から何らかの請求を受けたとき、これまでの信託が受益者やその家族を受益者とする裁量信託に変更される旨の規定を設ける方法が考えられる。受託者は、その裁量権に基づいて、受益者の債権者からの請求を拒み、受益者の家族に対する給付だけを行い、債権者があきらめた後に受益者に対する給付を行うことが可能となる。このような信託は、イギリス法上、保護信託として有効に設定できる⁷⁷⁾が、日本の信託法上は、そのような条項を信託契約に設けても、債権者を害する無効な条項と解される可能性がある。したがって、信託準拠法はイギリス法としておくべきである。また、アメリカの多くの州は、受益者の生涯利益のために信託財産をあらゆる債権者から保護することができる浪費信託 (spendthrift trust) という制度がある。ただし、信託の他の要素と何らの関連性がないのに準拠法だけ外国法を選んで特殊な性質を付与する条項を設けた場合、日本の裁判所は、そのような条項を公序良俗違反と解するかもしれない⁷⁸⁾。

5. 国際信託の税務

信託の委託者、受託者、受益者の住所、常居所、国籍や信託財産の所在地

77) Hanbury & Martin's Modern Equity, p.191

78) 通則法42条

のうちのどれかの要素が外国に関連している場合、又は将来関連することが予想されるとき、関連国の税制度の調査は不可欠である。日本の税法は、国際信託に対する配慮が十分になされていないと思われる点があるので、外国の信託制度やこれに対する税務上の取り扱いを十分に理解しないまま信託設定を行うと、思わぬ不利益を被るおそれがある。特に注意を要するのは、以下のような点である。

5. 1 信託設定に伴う課税

生前信託の設定により、通常の場合、信託財産は委託者から受託者に無償で移転するので、日本の税務上は受益者に対する贈与として取り扱われる。また、遺言信託を設定した場合は、委託者の死亡時に委託者が受益者に遺贈したものとして取り扱われ、相続税が発生する。日本の相続税、贈与税の課税対象となるのは、信託財産が移転したとき（すなわち、生前信託の場合は信託設定時、遺言信託の場合は委託者が死亡した時）に、(1)日本に住所を有していた受益者、(2)日本国籍に有し、かつ財産の移転を受ける前の5年以内に日本に住所を有していたことがある受益者、及び(3)日本に所在する信託財産に関する信託を受けた(1)及び(2)以外の受益者である⁷⁹⁾。(1)及び(2)の場合はすべての信託財産について、(3)の場合は日本に所在する信託財産について課税される⁸⁰⁾。

以上は日本の相続税法上の取り扱いであるが、国際信託の場合、この資産移転に関して外国でも課税される可能性があるため、双方の税制に配慮する必要がある。たとえば、イギリスの相続税法上は、受益者ではなく、信託設定時における委託者の本拠地（domicile）を基準にして課税がなされる。すなわち、委託者がイギリスに本拠地を有していなかった場合はイギリス国内にある信託財産だけを対象に課税されるが、英国に本拠地を有していた場合は、すべての

79) 相続税法1条の3、1条の4、21条の2

80) 相続税法2条、2条の2

信託財産について課税される⁸¹⁾。イギリスでの課税を考慮するには本拠地の有無が重要だが、その判断基準は住所や常居所とは全く異なっている⁸²⁾。本拠地は、原則として、両親が生まれた地になるが⁸³⁾、16歳に達した後は自分で変更することができる。ただし、変更したことを示す客観的な事実が伴う必要があり、課税回避目的で別の本拠地を選択しても、本拠地の変更とは認められない⁸⁴⁾。また、過去3年間にイギリスに居住し、かつ過去20年間のうちの17年以上をイギリスに居住していた者は、イギリスに本拠地を有するとみなされる⁸⁵⁾。

このように、日本とイギリスでは、相続税、贈与税の課税要件が異なっているので、委託者の本拠地がイギリスにあり、受益者の住所や国籍が日本の場合、全信託財産について両方の国で課税される。よって、それぞれの税額控除制度や非課税枠について慎重な検討が必要である。日本の相続税法上、財産所在地の法令により相続税や贈与税に相当する税が課せられたときは、日本の相続税、贈与税から控除できるが⁸⁶⁾、財産所在地国以外の国の課税の控除は定められていない。また、日英間には、相続税や贈与税の二重課税の防止に関する条約や取り決めは存在しない。したがって、委託者がイギリスに本拠地を有するが、信託財産がイギリスに存在しない場合、日本では税額控除が受けられないおそれがある。他方、イギリスの相続税法では、同じ資産の移転に関する相続税や贈与税が他国でも課税される場合は、イギリスの相続税から税額控除

81) Inheritance Tax Act 1984, ss. 6, 48(3), 58など。なお、イギリスは、贈与税はないが、贈与した者が7年以内に死亡した場合、贈与財産の価額が相続税の課税対象額に加算される（Inheritance Tax Act 1984, s.7, Finance Act 1986 Schedule 19, paragraph 2）。

82) Earl of Iveagh v Revenue Commission SC (RJ) [1930] IR 431

83) Ramsay v Liverpool Royal Infirmary HL [1930] AC 588

84) Re Clone (deseaced), Official Solicitor v Clone and others ChD [1984] STC 609

85) Inheritance Tax Act 1984, s.267(1)

86) 相続税法20条の2、21条の8

を受けることができる⁸⁷⁾。

委託者が米国民である場合は、アメリカの連邦資産税も考慮に入れなければならない⁸⁸⁾。ただし、日米間には、相続贈与税の二重課税の回避に関する条約があるし、税法上も二重課税回避の規定がある⁸⁹⁾。

また、イギリスの信託法上の裁量信託に関し、日本の相続税法は特別な措置をしていないという点が信託の設定に重大な影響を与えることがある。たとえば、イギリスに本拠地を有する者が日本に居住する者のためにイギリス法上の裁量信託を設定したとする。イギリスでは、固定収益信託ではなく裁量信託を設定することによって、課税繰り延べの効果と税額軽減効果が期待できる⁹⁰⁾。しかし、日本では、裁量信託であったとしても、受益者に信託財産の贈与があった場合とまったく同じ贈与税か課税されてしまう⁹¹⁾。裁量信託を選ぶ主要な目的が節税効果である場合は、これではあまり意味がない。

以上に加え、受託者や信託財産の所在地国の法律及び税法が、信託制度を認めているのかどうかという信託法に関する配慮も重要である。信託制度が存在しない国では、信託設定時において、委託者から受託者への贈与があったものとして課税される場合もある。その結果として、配偶者や子供に対する贈与の場合に適用されるはずであった優遇措置⁹²⁾が受けられない場合や、受益者が

87) Inheritance Tax Act 1984, ss. 158(1), 159(1)

88) US Internal Revenue Code s.2031(a)

89) 遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約、US Internal Revenue Code ss.2014, 2052 (d)

90) 固定収益信託は最高40%までの課税の可能性があるのに対し、裁量信託の場合は10年毎に6%の課税ですむ (Inheritance Tax Act 1984, Part III, Chapter III, ss. 58-85)。占部裕典「信託課税法」(清文社、1999) 241頁以下

91) 相続税法2条の2

92) たとえば、フランスにおいて、妻子への贈与や遺贈の場合の税率は5乃至40%だが、第三者への贈与は最高税率60%の可能性がある (International Tax and Investment Service I (Tottel, 2007) pp. 576-577)。

複数なのに受託者1人への贈与の扱いを受けたことにより、税率が累進加重されることもありうる。

5. 2 信託の所得に対する課税

日本の所得税法上は、信託財産の運用による収益や処分した場合の譲渡所得は、受益者が特定している場合、受益者の所得として課税される⁹³⁾。受益者が日本に居住する場合は、全世界における信託財産の所得について課税されるが、日本に住所がない場合は、日本国内の所得に対してのみ課税される。相続税法上の住所は、住民票等に限らず、その者の生活の根拠としてその居住期間や家族の居住場所、仕事等との関連などから客観的事実によって判定される。

他方、イギリスでは、信託法上、受託者が法律上の信託財産所有者となるため、所得税（主として、資産の運用による利子、配当、賃料等に対する課税）やキャピタル・ゲイン税（資産譲渡による所得に対する課税）は、受託者に対して課される⁹⁴⁾。イギリスの所得税法上、受託者がイギリスに居住している場合は、全世界における信託財産の所得に対して、イギリスに居住していない場合は、イギリス国内での所得に対してのみ課税される⁹⁵⁾。キャピタル・ゲイン税の方は、イギリスに住所がない場合でも常居所（ordinary residence）を有していれば課税される⁹⁶⁾。住所は、1年のうち6ヶ月以上イギリスに居住した年について、イギリスにあるものとして扱われる⁹⁷⁾。常居所については、法令上に明確な定義はなく、判例法によることになる。通常、長年に亘ってイギリスに居住していた場合は常居所があると認定され、6ヶ月未満しか居住しなかった

93) 所得税法第13条、法人税法第12条

94) Income and Corporation Tax Act 1988, s. 59(1)、Tax Management Act 1970, s. 13、Taxation of Capital Gains Act 1992, s. 1(1)

95) Income and Corporation Tax Act 1988, s.335

96) Taxation of Capital Gains Act 1992, s.2(1)

97) Income and Corporation Tax Act 1988, s.336, Finance Act 1993 s. 208(1),(4)

年でもキャピタル・ゲイン税が課税される⁹⁸⁾。信託の受託者は複数の場合もあるが、キャピタル・ゲイン税の目的上は1人として課税される⁹⁹⁾。この場合は、委託者が信託財産移転時にイギリスに住所又は常居所を有し、受託者のうちの1人がイギリスに住所を有するときは、受託者がイギリスに居住しているものとして課税される¹⁰⁰⁾。

日本の所得税法は、居住者が各年において外国所得税を納付することとなる場合には、その年分の所得税の額のうち、その年において生じた所得でその源泉が国外にあるものに対応する金額を限度とする外国所得税の額を、その年分の所得税の額から控除する旨を定めている¹⁰¹⁾。しかし、上記のように所得税の課税主体が異なっている場合については特に規定されていないため、現行法のままでは、税額控除を受けられない可能性がある。

イギリス法上の裁量信託の取り扱いの違いに対する配慮は、所得税に関しても、相続税の場合と同様に重要である。イギリスの税法上、裁量信託は、所得税課税の繰り延べや低率での課税のメリットがあるが¹⁰²⁾、日本では通常の税率で受益者に課税される。さらに、イギリスでは、受託者が受益者に信託財産からの給付を行う際に、受益者に対する所得税が発生するので、給付時において受益者がイギリスに居住することになる可能性がある場合は二重の課税になる可能性がある。これを避けるため、イギリスでは、通常の外国税額控除に加え¹⁰³⁾、裁量信託の場合において、受託者から受益者に対する信託財産からの給付の際に、受託者に関する所得税やキャピタル・ゲイン税から過去7年分の

98) Her Majesty's Revenue and Customs Pamphlet IR 20が参考になる。

99) Taxation of Capital Gains Act 1992, s. 69(2)-(2E)

100) Taxation of Capital Gains Act 1992, s. 69(1), Finance Act 2006 Schedule 12 paragraph 2

101) 所得税法95条

102) Income and Corporation Tax Act 1988 ss.1A, 686(1A)

103) Income and Corporation Tax Act 1988 ss. 790, 794

受託者の税金の控除や払い戻しを認めている¹⁰⁴⁾。

5. 3 租税条約における信託の取り扱い

受益者が日本に居住し、受託者がイギリスに居住（residence）する場合、信託財産の全所得に対して、日本、イギリスの双方の所得税法上、課税所得が発生することになるので、二重課税を防ぐための配慮が必要である¹⁰⁵⁾。

日英間には、所得（キャピタル・ゲインを含む。）に対する二重課税を防ぐため、租税条約が締結されているが、最近、1970年に発効したそれまでの条約を大幅に改定する新条約が締結され、2007年1月1日から発効した¹⁰⁶⁾。この新条約は、日本と英国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得（配当、利子及び使用料（著作権、特許権等））の支払に対する源泉地国課税を大幅に軽減することとし、特に使用料、一定の親子間配当及び一定の主体（金融機関等）の受け取る利子等については源泉地国免税とする一方で、こうした減免措置の拡大と併せ、租税回避の防止のための措置をとることとしたものである。

新条約では、配当に対する限度税率がこれまでより引下げられ（親子間配当は10%から5%、一般の配当は15%から10%）、使用料については、一律源泉地国免税、利子所得についても、年金基金を含む一定の主体は源泉地国免税（それ以外はこれまで同様10%）となった¹⁰⁷⁾。新条約には、このような取り扱いを受けられる主体に受託者が含まれることも明記された¹⁰⁸⁾。この扱いに関して重

104) Income and Corporation Tax Act 1988 s. 809

105) イギリスでは、Income and Corporation Tax Act 1988 s.786など

106) 所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約（以下、日英租税条約）

107) 日英租税条約10条、11条、12条

108) 日英租税条約第22条2項(g)

要な点は、両国間で、信託の所得に関する取り扱いが異なることに対する対応措置である。たとえば、日本に住所を有する受託者が英国に所在する信託財産（源泉地国）から所得を得る場合、英国ではその受託者を納税義務者として認識するが、日本では受託者ではなく信託財産に関する受益者を納税義務者として認識する。この場合、日本で納税主体とされる受益者がイギリスに居住していないとしたら、源泉地国においては相手国の「居住者」について適用があるものとされる条約の特典は認められないことになる。こうした状況に対処するため、新条約では、日英両締約国間で課税上の取扱いが異なる事業体又はその構成員が他方の締約国から取得する所得について、当該所得を取得する者の居住地国における課税上の取扱いを基準にして、次のような範囲で条約特典が及ぶよう条約の適用関係を定めている¹⁰⁹⁾。

第1に、一方の締約国（源泉地国）から他方の締約国の事業体を通じて所得が取得され、当該事業体が取得した所得について、その所在地国において構成員に対する課税を受ける場合には、当該事業体が源泉地国では事業体に対する課税を受けるときであっても、当該所得のうち、事業体所在地国居住者である当該事業体の構成員が取得する部分につき、条約の特典が与えられる。つまり、日本に居住する受託者がイギリスで取得した所得は、受益者が日本に居住していなくても、条約特典が受けられるわけである。

第2に、一方の締約国（源泉地国）から他方の締約国の事業体を通じて所得が取得され、当該事業体はその所在地国において課税を受ける場合には、当該事業体の所得について源泉地国では構成員が課税を受けるときであっても、当該所得には条約の特典が与えられる。つまり、イギリスに居住する受託者が日本で取得した所得は、受益者がイギリスに居住していなくても条約特典が受け

109) 日英租税条約4条5項、なお、新条約の和文では、「団体課税」という表現が用いられているため、信託の受託者を含む趣旨がどうかかわりにくいですが、英文上は「entity」との表現なので、団体に限定しない趣旨であると解される。

られる。

なお、一方の締約国（源泉地国）からその国の事業体を通じて所得が取得され、当該事業体が他方の締約国で課税主体とされる場合には、当該所得には条約の特典は与えられない。つまり、イギリスに居住する受託者がイギリスで所得を得た場合、受益者が日本に居住していたとしても、特典は受けられない。

ただし、以上のような制度の乱用防止のため、日英以外の第三国に居住する者が、日英条約の特典を受けるためにいずれか一方の締約国にペーパーカンパニーを設立して、当該ペーパーカンパニーを介して一定の取引を行う場合やペーパーカンパニーを介した取引を行う主たる目的が条約特典を受けることである場合には、当該取引について条約特典が否認される¹¹⁰⁾。

以上とほぼ同じ扱いは、日米間の租税条約にも定められているが¹¹¹⁾、条約特典を受けられる対象に信託財産の受託者が含まれることまでは明記されていない¹¹²⁾。比較的最近に改正されたこれら2国の租税条約は、信託を考慮に入れた手当てがなされているが、そうではない条約も多いので、信託を用いることによって租税条約上の特典を失うことにならないよう十分に注意する必要がある。

5. 4 課税回避措置の規制課税

たとえば、イギリスに居住し、かつ本拠地（domicile）もイギリスである者が委託者となって、イギリス国外にある財産を信託財産として、イギリスに居住し、かつ本拠地を有する受益者のために、イギリス国外で信託設定を行った場合、イギリスの税法上、当該信託財産から生ずる収益に対し、最高64パーセ

110) 日英租税条約10条、11条、12条、21条

111) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約（以下、日米租税条約）4条5項

112) 日米租税条約22条1項。なお、解釈上は、第1項(a)の「個人」か(c)の「法人」に当たるはずである。

ントまでの税率で所得課税がなされる¹¹³⁾。アメリカでも、米国外で設定された信託から発生する累積収益について、米国の受益者に対して、懲罰的な課税をされることがある¹¹⁴⁾。

これらの不利益を受けないためには、受益者となるべき者は、その住所地、常居所地や本拠地でどのような課税がなされるかについて、現地の専門家に助言を求めておくべきである。

6. 結語

信託は、特に、その設定時における関係者が国内居住者だけの場合、その国際的な要素が見逃されやすいが、どのような信託でも、将来受益者が国外に移住したり、国際結婚したりすることにより、外国と何らかの関係を持つ可能性がある。また、委託者や受益者が外国に一時的に居住することがあったり、あるいは受託者の判断で信託財産のポートフォリオを変更したりした場合、外国の資産が信託財産に加わる可能性がある。このような場合、信託が外国法や外国の税制の影響を少なからず受けることになる。また、国によっては、その国に一定期間居住した者が、他国に移住した後であっても、本拠地や常居所があることを根拠に税法上の課税義務者との扱いを受ける場合がある。

信託設定時に、これらの事態の発生をすべて予期しておくのは不可能だが、信託は長期間に亘る財産の管理を前提とする制度なのだから、将来の変化に対応できるように、ある程度の柔軟性を持った内容で設定しておく必要がある。民事信託の設定に関与する法律実務家は、委託者の信託目的を十分に理解するとともに、委託者、受託者、受益者及び信託財産に関する状況を把握し、国際信託となる要素が生ずる可能性に配慮した信託設定を行うべきである。

113) Taxation of Chargeable Gains Act 1991 as amended in 1998, sections 87 and 91

114) US Internal Revenue Code c. 679